

芽室町営水泳プール等整備事業  
募集要項

令和 2 年 4 月  
芽室町

## 目次

1 募集要項の位置づけ .....	1
(1) 募集要項の位置づけ .....	1
(2) 事業の目的 .....	1
(3) 本事業の基本方針 .....	1
2 事業の概要 .....	3
(1) 事業名称 .....	3
(2) 事業対象となる公共施設の種類 .....	3
(3) 公共施設等の管理者の名称 .....	3
(4) 立地条件 .....	3
(5) 事業の内容 .....	3
1) 事業概要 .....	3
2) 事業方式 .....	4
3) 事業期間 .....	4
4) 指定管理者の指定 .....	4
5) 事業者の収入 .....	5
6) 事業期間終了時の措置 .....	6
7) 事業の対象範囲 .....	7
8) 事業スケジュール .....	9
3 募集要件 .....	10
(1) 選定方法 .....	10
(2) 参加者の備えるべき参加資格要件 .....	10
1) 参加者の構成 .....	10
2) 業務実施企業の参加資格要件 .....	10
3) 参加者の制限 .....	12
4) 参加資格の確認基準日 .....	13
5) 参加者の変更 .....	13
(3) 提案書類の取り扱い .....	14
1) 著作権 .....	14
2) 特許権 .....	14
(4) 本町の負担 .....	14
4 選定手順及び提案に関する事項 .....	15
(1) 芽室町営水泳プール等整備事業審査委員会の設置 .....	15
(2) 選定スケジュール .....	16
(3) 審査の手順及び方法 .....	16

1 ) 募集要項等（参加表明）に関する質問受付及び回答.....	16
2 ) 参加表明書の受付及び資格確認結果通知.....	17
3 ) 募集要項等（提案書類）に関する質問受付及び回答.....	17
4 ) 参加の辞退 .....	17
5 ) 参加グループ内の構成企業の変更.....	17
6 ) 提案書類の受付 .....	17
7 ) ヒアリング審査.....	20
8 ) 審査結果の通知および公表.....	20
5 審査事項.....	21
( 1 ) 審査事項.....	21
( 2 ) 評価基準.....	21
( 3 ) 提案価格に関する評価 .....	21
( 4 ) 選定最低基準点 .....	22
6 その他本事業の実施に関し必要な事項.....	22
( 1 ) 留意事項 .....	22
( 2 ) 問い合わせ先、提出先 .....	22

## **1 募集要項の位置づけ**

### **(1) 募集要項の位置づけ**

芽室町営水泳プール等整備事業募集要項（以下「本募集要項」という。）は、芽室町（以下「本町」という。）が芽室町営水泳プール等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり提案の募集、提案の審査、優先交渉権者の選定及び契約の締結の諸手続きについて定めるものである。本募集要項のほか、実施方針、要求水準書、提出様式集をもって事業者が遵守すべき要件とする。なお、優先順位は、募集要項等に対する質問及び回答、募集要項、要求水準書、実施方針等に対する質問及び回答、実施方針の順とする。

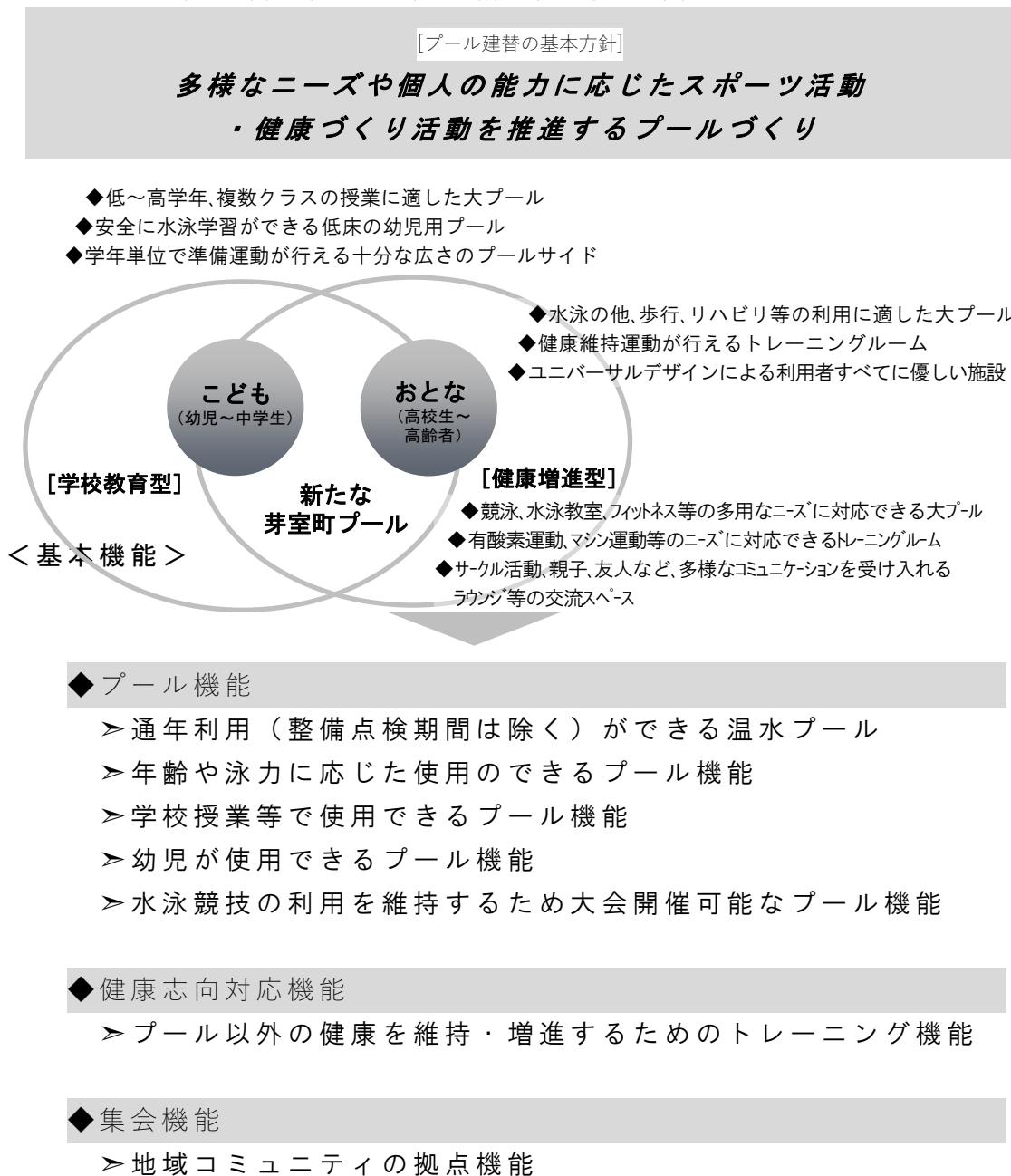
### **(2) 事業の目的**

本事業は、新町営水泳プールの整備と既存ストックである社会体育施設等を連携したサービス提供による地域住民のスポーツ活動や、健康志向に資するスポーツ活動の拡大など、多様化するニーズに対応できる機能を持つ施設として再整備、管理運営することを目的とする。

### **(3) 本事業の基本方針**

本事業の基本方針は、芽室町営水泳プール建替基本計画（以下「プール建替基本計画」という。）にて設定したとおり、学校授業等で使用する「学校教育型」及び幅広い年齢層や個人の能力に応じたスポーツ活動に対応する「健康増進型」の機能整備を新町営水泳プール整備の基本方針とし、以下を十分に踏まえて実施するものとする。

図 1 芽室町営水泳プール等の整備基本方針・基本機能



## 2 事業の概要

### (1) 事業名称

芽室町営水泳プール等整備事業

### (2) 事業対象となる公共施設の種類

- 水泳プール
- 総合体育館
- 社会体育施設等（勤労青少年ホーム、既存水泳プール）

### (3) 公共施設等の管理者の名称

芽室町長 手島 旭

### (4) 立地条件

本施設等が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- 事業予定地 : 芽室町東1条8丁目1番地
- 敷地面積 : 約45,000m<sup>2</sup>のうち（芽室公園内）
- 土地所有者 : 芽室町
- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 第二種住居地域
- 前面道路 : 西側 町道東1条本通 幅員14.54m（両側歩道2.77m、車道9.00m）  
: 南側 町道8丁目通 幅員14.54m（両側歩道2.77m、車道9.00m）
- 上水 : 西側 本管φ75mm（現接続管）
- 下水 : 南側 幹線（現接続管）
- その他 : 芽室公園（5・5・301）は都市計画公園（総合公園）

### (5) 事業の内容

#### 1) 事業概要

本事業は、施設の老朽化が著しい水泳プールの建替と同時に、プール建替基本計画の中で必要となった機能を、隣接する勤労青少年ホームを用途廃止によりコンバージョンし、総合体育館を含めた一体的な施設の運営維持管理を行うために再整備を図るものである。

本事業の対象施設は、施設整備が必要な水泳プールと、水泳プールとともに運営・維持管理が必要な既存社会体育施設（水泳プールと勤労青少年ホーム及び総合体育館を総称して以下「本施設等」という。）から構成されるものとする。詳細及び本事業における提供すべきサービス及び達成基準については、要求水準書において示す。

表1 本事業対象施設と業務内容の概要

施設		運営業務等	
◇新水泳プール (改築)	水泳プール	◆水泳プール運営業務 ◆学校利用運営補助業務	◆総合管理業務 ・総合案内・広報業務 ・受付対応業務 ・予約受付・利用許可業務 ・使用料金徴収業務 ・会議室・研修室運営業務 ・その他
◇勤労青少年 ホーム (改修)	スタジオ・トレーニング 室	◆スタジオ・トレーニング室運営 業務	
	会議室	—	
◇総合体育館（競技場、研修室）		—	
◇既存水泳プール (解体)	水泳プール	◆新水泳プール運営開始 までの運営業務	新水泳プール運営開始まで の上記総合管理業務

## 2) 事業方式

本事業は、民間の企画力及び技術的能力を活用し、公共施設等の管理者である町が事業者と締結する本事業の実施に係る契約（以下「事業契約書」という。）に従い、施設整備に係る資金調達は町が行い、事業者が本施設等の設計・建設等の業務を行い、本町に本施設等の所有権を移転した後、事業契約書に定める事業期間中、維持管理・運営業務を遂行する、設計・施工・維持管理・運営業務一括発注方式とする。

## 3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和18年（2036年）3月末日までとし、基本契約により履行するものとする。

## 4) 指定管理者の指定

本施設等および町内の社会体育施設は地方自治法第244条の規定による公の施設とし、その運営にあたっては、本募集要項に基づき選定された事業者を対象に、指定管理者の指定の手続きを行うものとし、議会の議決を得た上で、事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

事業期間内において、概ね5年毎に指定管理者基本協定の見直し等を目的に、本募集要項に基づき選定された事業者を対象に、非公募により選定を行うものとする。

なお、指定管理者基本協定の見直しで本施設等の維持管理・運営を対象施設から外すことは想定していない。

## 5) 事業者の収入

### ● 調査設計・建設に係る対価

町は、事業者に対して、敷地等測量・現況調査・新水泳プール等の設計・工事監理・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価も含む。以下同じ。）を町が指定する年度当たりの予算の上限額の範囲内で支払うものとする。

また、本事業では公共施設の一部の設計及び建設（工事管理及び解体撤去を含む。）について交付金を活用することを想定しているため、事業者は書類作成等に協力すること

### ● 運営業務により本施設等利用者から得る収入

本町は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入するものとする。これにより、表3の利用料のとおり、事業者は本施設等の利用者からの利用料を収入とすることができるほか、本施設等において実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることとする。

#### ・ 利用料収入

事業者は、本施設等について、条例に基づき、事業者が本町の承認を受けて定める額の利用料を徴収することとする。

なお、利用料の設定は事業者の運営方法に基づき、町と事業者の協議により設定する。

#### ・ 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設等を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、本施設等の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができるものとする。

#### ・ 自主事業（物品販売等）に係る収入

事業者は、本施設等を利用して、本施設等の運営・維持管理に支障のない範囲で物販等の販売を行うことができ、その売上を収入とすることができるものとする。

#### ・ 任意提案施設における収入

事業者は、町との協議により本施設等の機能やサービスを向上させるために本施設等に付随して設置すべき施設を整備し、自主事業を行うことができるものとする。また、その売上を収入とすることができるものとする。

### ● 維持管理業務に係る対価

新水泳プール等の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価は、指定管理者の指定に基づき各年度前に交わす、年度協定書等に定める額を、指定管理料として事業者に対し事業期間終了時までの間、定期的に支払うものとする。

なお、指定管理料については、プロポーザル時の事業者からの提案額（本施設等利用者から徴収する収入等）及び既存施設の運営・維持管理費等を勘案し、利用者から回収できない維持管理費及び運営業務費相当額とする。

表 2 利用料金設定の想定

機能	維持管理	光熱水費	運営収入	使用料金等※
屋内水泳プール	●	●	▲	500 円/回（上限）
トレーニング室	●	●	△	300 円/回（上限）
スタジオ	●	●	△	事業者の提案による
会議室	●	●	★	4.2 円（税別）・m <sup>2</sup> /時間
事務室、共用部、外構等	●	●	●	—
自主事業（各種教室、物品販売、等）	○	○	○	事業者の提案による
任意提案施設（温浴施設、カフェ売店等）	○	○	○	事業者の提案による (提案内容により施設整備を町が負担)

●…サービスの対価に含まれるもの（指定管理料として町から支出するもの）

▲…学校教育や健康増進にかかる費用と運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの

（町内外問わず一律とする。ただし、子どもや高齢者等に配慮した料金設定とする）

△…市民の健康増進にかかる費用と運営収入による不足分の費用はサービスの対価に含まれるもの

★…町が受取るもの（減免規定は芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例に準ずる）

○…独立採算型事業として、運営収入により賄うもの

※条例改正および町と事業者との協議により設定するものとする。現行の「芽室町営水泳プール設置及び管理条例」では個人使用料 400 円／回、「芽室町総合体育館設置及び管理条例」では個人使用料 200 円／回と規定している。

### 6) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間完了後に本町が本施設等について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、事業契約期間完了日の約 2 年前から本施設等の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関

係資料を本町に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

また、事業契約期間満了後も、本町が継続して施設運営を行うことに支障のない状態で本施設等を引き渡すこと。なお、引渡しの前に事業者で検査を行い、施設の性能が確保されていることを確認し、本町の承諾を得ることとする。

#### 7) 事業の対象範囲

大分類	小分類	町営水泳プール	勤労青少年ホーム	総合体育館	社会体育施設(※)
調査・設計業務	事前調査業務（現況測量、地盤調査、土壤調査等を含む。）	○	○	△	-
	設計業務	○	○	△	-
	電波障害調査業務	○	-	-	-
	本事業に伴う各種申請等の業務（確認申請等）	○	○	-	-
	国庫補助金申請図書作成補助業務	○	○	-	-
	その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務	○	○	△	-
建設・工事監理業務	建設業務（勤労青少年ホームの改修工事、総合体育館の改装工事を含む。）	○	○	△	-
	什器・備品等の調達及び設置業務	○	○	△	-
	工事監理業務	○	○	△	-
	近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）	○	○	-	-
	電波障害対策業務	○	-	-	-
	本施設等の引き渡しに係る業務	○	○	-	-
	その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務	○	○	△	-
任意提案施設	事業者の提案に基づき、民間の創意工夫による自主事業を行うために、施設整備と一体不可分で整備を行う施設の整備	△	△	-	-
外構工事業務	駐車場整備業務	○	○	-	-
	支障物撤去業務	○	○	-	-

大分類	小分類	町営水泳プール	勤労青少年ホーム	総合体育館	社会体育施設(※)
既存水泳プール解体工事業務	解体工事業務	—	—	—	○
運営業務	施設利用者への使用許可、利用料金受取	○	○	○	○
	スタジオ・トレーニング室運営業務		○		—
	会議室（地域集会機能）運営業務		○	—	—
	学校利用に関する運営業務	○	—	—	—
	総合管理業務	○	○	○	○
	自主事業	△	△	△	△
	その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務	○	○	○	○
維持管理業務	建築物保守管理業務	○	○	○	○
	建築設備保守管理業務	○	○	○	○
	什器・備品等保守管理業務	○	○	○	○
	外構等維持管理業務	○	○	○	○
	環境衛生・清掃業務	○	○	○	○
	警備保安業務	○	○	○	○
	植栽等管理業務	—	—	—	○
	修繕業務（※大規模修繕を除く。）	○	○	○	○
	その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務	○	○	○	○

※ 社会体育施設は原則として本事業者を非公募により指定管理者の指定を行うことで、本事業者に指定管理者の指定を行うことを想定している。

○…必須業務とする項目

△…事業者の提案に基づき行う業務とする項目（総合体育館の改修については、事業者の任意提案による。）

—…業務を想定していない項目

#### ● 事業外の業務

- ・ 総合体育館および既存社会体育施設等の修繕業務（小修繕は除く）（※）  
及び新たな施設等の整備工事等

※ 総合体育館及び既存社会体育施設等建築物、建築設備等に係る修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう修繕とは、1件10万円を超える修繕工事とするものとする。

● 建物および土地の使用料の負担

本町は、事業者から本施設等に係る建物および土地の使用料は徴収しないものとする。

8) 事業スケジュール

項目	日程
基本契約（本事業）締結	令和2(2020)年10月
基本協定（指定管理）締結 ※付随する社会体育施設	令和2(2020)年12月
調査・設計業務実施期間	令和3(2021)年4月～令和4(2022)年3月
整備工事実施期間（建設・改修工事）	令和4(2022)年4月～令和5(2023)年3月
関連条例等改正	令和4年9月議会
整備工事実施期間（外構工事）	令和5(2023)年4月～8月
整備工事実施期間（既存プール解体工事）	令和5(2023)年4月～8月
指定管理基本協定締結及び指定管理業務期間	令和5(2023)年4月～令和18(2036)年3月

### 3 募集要件

#### (1) 選定方法

本事業では、町民等に対する社会体育施設等のサービス提供に関する総合的な考え方、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるところから、事業者の選定にあたっては民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、事業者の提案による施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性や安定性等を総合的に評価して優先交渉権者等を決定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### (2) 参加者の備えるべき参加資格要件

##### 1) 参加者の構成

参加者は複数の企業で構成するグループ（以下「参加グループ」という。）とする。参加グループは代表企業（以下「代表企業」という）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

参加グループは、基本協定締結後に会社法に基づく株式会社として、本施設の維持管理及び運営業務を目的とする特定目的会社（以下「SPC」という。）を設立することは妨げない。

##### 2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、既存プールの解体工事の各業務を行う者は、それぞれ以下の要件を満たさなければならぬ。また、全ての代表企業、構成企業は、芽室町競争入札参加資格者名簿（令和2年度）に登録されていなければならない。なお、登録されていない場合であっても、参加表明書等の提出期限までに登録申請をし、町が受理した場合は可とする。

複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができるが、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。

###### ① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下の a の要件については全ての企業が該当し、b の要件はいずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること
- b. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民間わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のスポーツ施設等の実施設計業務を完了した実績を有していること

② 建設・解体業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下の a 及び b の要件についてはすべての企業が該当し、c 及び d の要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること
- b. 芽室町競争入札参加資格者名簿（令和 2 年度の建築）に、北海道内の本店または支店が登録されていること
- c. 当該年度の芽室町競争入札参加者名簿における建築一式工事の経営規模等評価の総合評定値が 1,000 点以上であること
- d. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民間わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のスポーツ施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること

イ) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下の a の要件についてはすべての企業が該当し、b の要件は、いずれかの工事監理企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること
- b. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民間わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上のスポーツ施設等の工事監理業務を完了した実績を有していること

③ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下の a の要件についてはすべての企業が該当し、b 及び c の要件はいずれかの維持管理企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 芽室町競争入札参加資格者名簿（令和 2 年度のその他）に、北海道内の本店または支店が登録されていること
- b. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内の官民問わず屋内温水プール施設の 2 年以上の維持管理業務の実績を有していること
- c. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内の官民問わず屋内温水プールを除くスポーツ施設等の 2 年以上の維持管理業務の実績を有していること

#### ④ 運営業務を行う者

- 運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下の a、b 及び c のすべての要件について、いずれかの運営企業が要件を満たしていればよいものとする。
- a. 芽室町競争入札参加資格者名簿（令和 2 年度のその他）に登録されていること
  - b. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、官民問わず屋内温水プール施設の 2 年以上の運営業務の実績を有していること
  - c. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、官民問わず屋内温水プールを除くスポーツ施設の 2 年以上の運営業務の実績を有していること

### 3) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は参加者となることはできない。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は 5 項の規定による営業停止命令を受けている者
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、以下に該当する者
  - a. 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
  - c. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 芽室町暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 26 日条例第 26 号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成8年3月29日訓令第3号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- 共同企業体の構成員で、次の要件を満たす者
  - a. 参加表明書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合又は芽室町から指名停止措置を受けた者（以下「経営不振の状態等」という。）
  - b. 共同企業体における第2順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った者

ただし、芽室町の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く共同企業体の残存構成員が、本項に示す要件を満たす構成で新たに共同企業体を結成し、かつ、参加表明書提出までに参加資格の確認申請手続が完了し、参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。

なお、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。
- 参加者のいずれかで、他の参加者として参加している者
- 芽室町営水泳プール等整備事業者選定審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者
- 本業務に係る発注支援業務を受託したデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社と資本面又は人事面において関連がある者
- 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者

#### 4) 参加資格の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書等の提出期限とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者等決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。

#### 5) 参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、変更を可能とする。

### (3) 提案書類の取り扱い

#### 1) 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部または一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### 2) 特許権

提案の中で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として参加者が負うものとする。

### (4) 本町の負担

本町の負担は次の価格を設定する。設定額は、消費税及び地方消費税相当額を含む額とする。

#### ① 調査・設計（本施設等、外構）・工事監理等に要する費用

本町は地質調査、測量調査、本施設等の基本設計及び実施設計、外構設計費に関しては設計事業者と、工事監理に関しては工事監理事業者と業務委託契約を締結し、本町が設計事業者及び工事監理事業者に対価を支払う。

これらの業務に係る本町の負担は 103,840 千円（消費税込み）を上限にする。

#### ② 整備工事に要する費用

本町は本施設等の建設工事及び改修工事、外構工事、外構撤去工事、既存水泳プール解体工事に関しては建設事業者と工事請負契約を締結し対価を支払う。

これらの業務に係る本町の負担は 1,202,454 千円（消費税込み）を上限にする。

#### ③ 維持管理・運営に要する費用

優先交渉権者決定後に本町と締結する基本契約（事業）の契約者のうち維持管理・運営事業者又は SPC に対し、事業期間内の町内社会体育施設全般の指定管理者の指定を想定している。これらの指定管理業務については、指定管理基本協定及び年度協定を締結し対価を支払う。

本施設等以外の維持管理・運営業務に関する費用は現行の社会体育施設等の指定管理委託料を基本とし、本施設等の維持管理・運営業務の指定管理委託料は本事業での提案を基本とし、設計業務終了後に指定管理者と本町で協議し、年度協定において設定するものとする。

#### ④ 備品に要する費用

備品の調達については、設計業務終了後に運営事業者からの提案を基に本町と協議し、本町が調達することを基本とする。本募集要項で実施する提案項目の対象外とする。

### 4 選定手順及び提案に関する事項

#### (1) 芽室町営水泳プール等整備事業審査委員会の設置

事業者の選定にあたり、本町に学識経験者等で構成する芽室町営水泳プール等整備事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、優先交渉権者等決定基準や募集要項等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、参加者から提出された提案の審査を行い、優先交渉権者の順位を決定する。本町は審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者等の決定を行う。委員の構成は以下のとおりであり、氏名の公表は優先交渉権者及び次点者の決定後に行う予定である。

役職	分野・所属
1 委員長	建築／都市学・北海道大学大学院工学研究院教授
2 委員	スポーツ・北海道教育大学教授
3 委員	建築計画マネジメント・一般財団法人北海道建設技術センター職員
4 委員	環境／エネルギー・地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所
5 委員	芽室町副町長
6 委員	芽室町企画財政課長
7 委員	芽室町建設都市整備課長

## (2) 選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
プロポーザル実施公告	4月24日（金）
募集要項・要求水準書等の配布	4月24日（金）
事業契約書等（案）の公表	5月上旬
募集要項等に関する質問受付締切（参加表明）	5月12日（火）
募集要項等に関する質問・回答の公表（参加表明）	5月18日（月）
参加表明書の受付締切	5月26日（火）
資格確認結果通知	6月5日（金）
募集要項等に関する質問受付締切（提案書類）	6月17日（水）
募集要項等に関する質問・回答の公表（提案書類）	6月29日（月）
提案書類の受付締切	7月31日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	8月下旬
優先交渉権者の決定及び公表	9月下旬
基本協定（本事業）の締結	10月中旬
仮事業契約の締結	10月中旬
指定管理者選定（非公募）	10月下旬
議会（指定管理者の指定）	12月上旬
指定管理者基本協定書の締結	12月下旬
指定管理者年度協定書の締結	令和3（2021）年 3月上旬

## (3) 審査の手順及び方法

### 1) 募集要項等（参加表明）に関する質問受付及び回答

募集要項等（参加表明）に関する質問を次のとおり受付する。

1	期 限	令和2年5月12日（火）17：00
2	提出方法	様式1－1に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。提出先は6.(2)提出先とする。 *5月14日（木）までに本町からの受信確認メールを受信できない場合は6.(2)提出先に電話にて確認を行うこと

3	回 答	5月 18 日（月）に町のホームページにて公表する。
---	-----	----------------------------

2) 参加表明書の受付及び資格確認結果通知

参加表明書の提出を受付する。また、提出された書類について確認し、その結果を通知する。

1	期 限	令和2年5月26日（火）17：00
2	提出方法	様式2－1に基づき参加表明書を提出すること。 *郵送の場合は、書留とし、期限日に必着とする。
3	提出方法	持参または郵送。提出先は6.(2)提出先とする。
4	資格確認結果通知	令和2年6月5日 通知日付けで電子メール及び郵送にて送付する。

3) 募集要項等（提案書類）に関する質問受付及び回答

募集要項等（提案書類）に関する質問を次のとおり受付する。

1	期 限	令和2年6月17日（水）17：00
2	提出方法	様式1－2に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。提出先は6.(2)提出先とする。 *電子メールの送信を確認するため提出先に電話にて受信確認を行うこと。
3	回 答	6月 29 日（月）に町のホームページにて公表する。

4) 参加の辞退

参加グループが参加表明書提出後に、本公募への参加を辞退する場合は、様式3を提出すること。

5) 参加グループ内の構成企業の変更

参加グループが参加表明書提出後に、本公募への参加グループ内の構成企業を変更する場合は、様式4を提出すること。

6) 提案書類の受付

様式に基づき提案書を次のとおり提出すること

1	期 限	令和2年7月31日（金）17：00
---	-----	-------------------

2	提出方法	様式に基づき提案書を提出すること。 *郵送の場合は期限日に必着とする。
3	提出方法	持参または郵送。提出先は 6.(2)提出先とする。

提案書類は次の内容について、A3 版 2 部及び PDF 形式のデータを保存した CD または DVD 1 部を提出すること。

	書類の種類	最大頁数	記載する項目 <i>(任意提案を除く)</i>	
1.	企画提案書表紙	1 頁	—	
2.	企画提案書	2 頁	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業コンセプト</li> <li>・ 事業の実施体制</li> <li>・ 事業計画</li> <li>・ 収支計画</li> <li>・ 事業のプロセス（町民等との関わり方）</li> </ul>
3.		1 頁	本施設等の施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内配置計画図（1／300）</li> <li>・ 本施設等の平面計画図（1／300）</li> <li>・ 施設計画の考え方</li> <li>・ 施設改修の考え方</li> <li>・ その他任意提案</li> </ul>
4.		1 頁	運営業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営業務の基本方針</li> <li>・ 運営体制</li> <li>・ 授業等学校教育型への対応</li> <li>・ 開館日、開館時間</li> <li>・ 料金体系</li> <li>・ その他任意提案</li> </ul>
			維持管理業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理業務の基本方針</li> <li>・ 施設管理の手法</li> <li>・ 実施体制</li> <li>・ その他任意提案</li> </ul>

	書類の種類	最大頁数	記載する項目（任意提案を除く）	
5.	企画提案書	1 頁	テーマ 1	こどもから高齢者まで多様なニーズや個人の能力に応じたスポーツ活動、健康づくりに関する提案
6.		1 頁	テーマ 2	安全で快適な施設を長く使えるための提案、ライフサイクルコスト削減に関する提案
7.		1 頁	テーマ 3	本施設等の施設間（任意提案施設がある場合はその施設を含む）連携により、人を呼び込むサービス提供に関する提案
8.		1 頁	テーマ 4	十勝管内及び芽室町の業者や人材の活用（建設事業者、運営・維持管理事業、資材、その他業種）に関する提案
9.	提案価格書	任意	提案価格内訳書	調査・設計（本施設等、外構）・工事監理等、整備工事（本施設等の建設工事及び改修工事、外構工事、外構撤去工事、既存水泳プール解体工事）、維持管理・運営業務（本施設等に係るもの）

\* 要求水準書に準拠した提案書とすること。

\* 企業が特定される書き込みは行わないこと。

\* 提案資料に掛かる費用は参加グループの負担とする。

\* 提出された書類の差し替えは認めない。

\* 記載する言語は日本語とし、文字の大きさは9ポイント以上とする。

## 7) ヒアリング審査

参加者によるプレゼンテーションおよび質疑応答を行う

1	日 程	令和2年8月下旬
2	時 間	1者40分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度）
3	その他の 事項	・各者の開始時間は別に通知する。 ・他の参加グループのプレゼンテーションを傍聴することはできない

## 8) 審査結果の通知および公表

審査結果を個別通知およびホームページで公表する。

1	日 程	令和2年9月
---	-----	--------

## 5 審査事項

### (1) 審査事項

	審査事項	配点
1.	全体計画に関する事項	50 点
2.	施設計画に関する事項	
3.	運営業務計画及び維持管理計画に関する事項	
4.	テーマ 1 に関する事項	75 点
5.	テーマ 2 に関する事項	
6.	テーマ 3 に関する事項	
7.	テーマ 4 に関する事項	
8.	提案価格に関する事項	25 点
合 計		150 点

### (2) 評価基準

	審査事項	配点
A	提案の内容が特に優れている	配点×1.00
B	提案の内容が優れている	配点×0.80
C	提案の内容が普通である	配点×0.60
D	提案の内容が劣っている	配点×0.40
E	提案の内容が極めて劣っている	配点×0.20

### (3) 提案価格に関する評価

提案価格内訳書について、最も低い価格を満点とし、他の提案価格点については次式により算出する。小数点以下第 2 位を切り捨てる。評価点の下限を設定する。

$$\text{配点数} \times \frac{\text{参加者のうち最も低い提案価格}}{\text{当該事業者の提案価格}}$$

#### (4) 選定最低基準点

評価が一定基準に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。

### 6 その他本事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 留意事項

- ① 次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格する。
  - ア) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ) 見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- ② 本事業は、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ、本町との協議に基づいて決定するものとする。
- ③ 参加者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ④ 本町が開催する説明会は実施しない。本施設等の見学はできるものとするが、利用者がいる施設なので事前に（2）問い合わせ先に希望を申し出ること。

#### (2) 問い合わせ先、提出先

本事業に関する問い合わせ先、提出先は次のとおりである。

- 所管課 : 芽室町企画財政課公共施設マネジメント係
- 住所 : 北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地
- 電話 : 0155-62-9721 (内線 227)
- FAX : 0155-62-4599
- E メール : k-manage@memuro.net